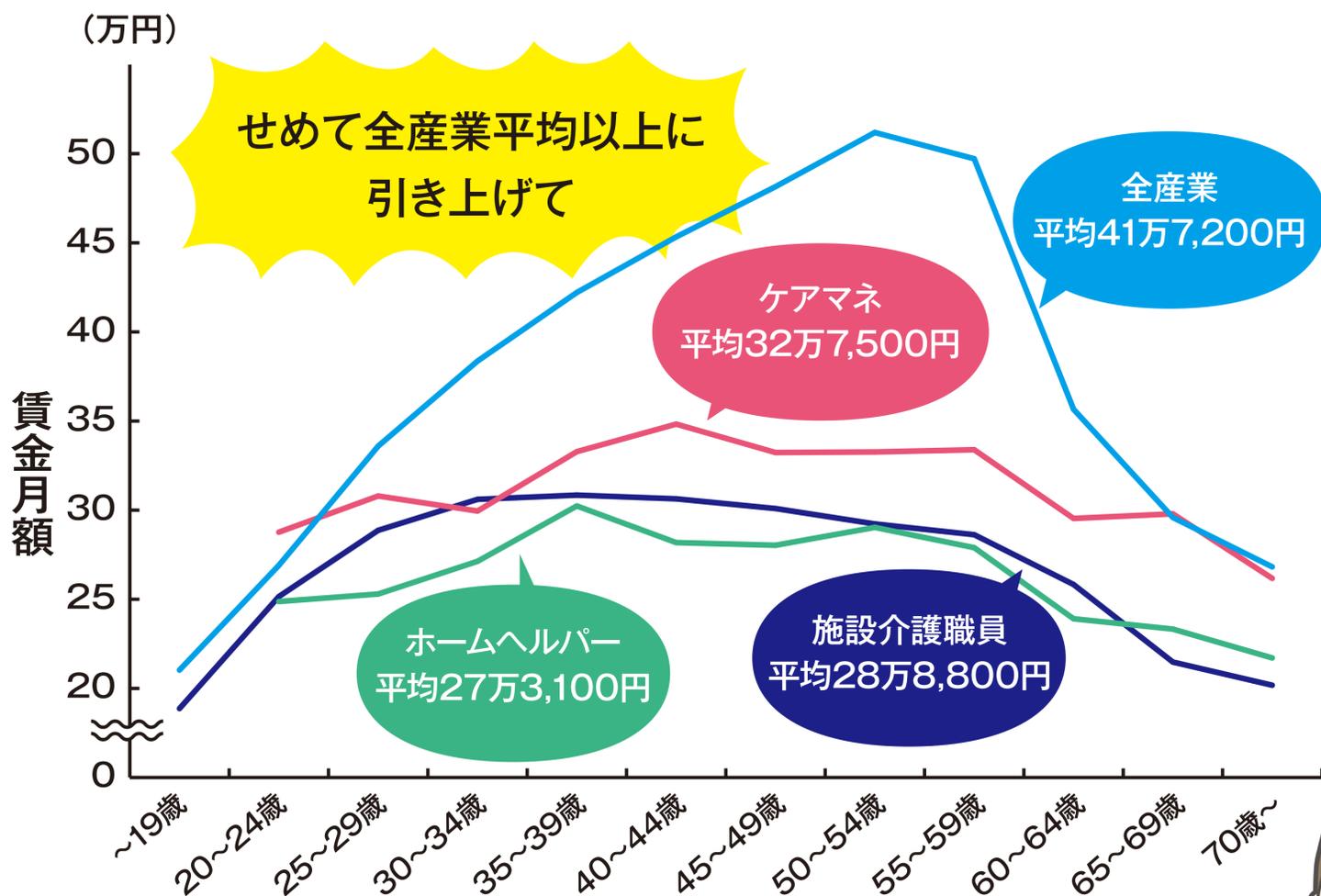


高齢者の笑顔が見たい！ 元気に働きたい！

介護に笑顔と希望を！

賃金あげて 人を増やして



2019年(令和元年)賃金構造基本統計調査より作成。賃金月額是一般労働者の決まって支給する現金給与額(残業代含まず、税・社会保険料天引き前)+年間賞与其他特別給与額/12



「クビ切られた」「賃金減らされた」新型コロナ関連の労働相談も受付中!!

全労連 介護・ヘルパーネット

一人でも入れる
労働組合があります。

労働相談ホットライン [相談無料・秘密厳守]

フリーダイヤル



0120-378-060

ミナハ ゼンロウレン